

令和 2 年 第 2 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年2月21日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和2年2月21日（金） 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員（17名）

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子（遅刻）	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（4名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員（4名）

8番 村上 英登	11番 西村 功	22番 北原 実
25番 湯澤 敏幸		

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による（営農型発電設備）許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 任 出口 大悟

主 査 井上 幸代

長野県農政農業会議農政農地部長 高橋 敬三

○ 閉会

午後5時40分

午後 3 時 0 0 分 開会

局 長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年第 2 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、挨拶をお願いします。

会 長

(堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

今年の水稲の作付面積の配分がされました。今、各営農組合、農政組合を通して今後の作付計画の取りまとめをしていただいております。駒ヶ根全体で昨年より 6 町歩減らさなきゃいけないということがあるようであります。各集落から出てきたものを、最終的に調整をかけながら、できれば 6 町歩、一元化をそんなにかけないで駒ヶ根の中で調整できればありがたいなど、そんなふうに思っております。

農政営農組合長さんは、あと任期がわずかであります。毎年のことながら作付計画の取りまとめ等、今年は 7 月に改選がありますので、今それぞれ改選に向けての集落での、あるいは地区の営農組合での人選、取りまとめをしていただいておりますのかなというふうに思っております。いふなれば、そうはいつでも農業委員、最適化推進委員、今まで以上の事業の任務、責務があるわけです。できればしっかりした人選をしていただければありがたいなあ、そんなふうに思っております。退任する私どもも、やはりそういった点も留意しながら、ぜひきちっとした引き継ぎをしていかなきゃいけない、そんなふうに思っております。

暖かくなったので、いよいよ農作業の準備が始まるかなと、今年はちょっと雪がないんで、異常なんで、これから先の天候がどうなるか分かりませんが、注視しながら見ていかなきゃいけないと、そんなふうに思っています。

今日は、先に協議会をさせていただきます。先日、農地相談日の折に御検討をお願いした利用権設定の駒ヶ根市の案件について御検討いただきたいと思っております。これは 3 月 31 日で今 J A がやっております円滑化事業が統合されますので、その点で今後、農業委員会が主体になって利用権設定をしていかなきゃいけないと、そんな中での取り組みの準備をしまいたいと考えておりますので、お願いします。

また、総会の中では、先日御検討いただいた営農型太陽光発電の案件がありますので、慎重な審議をお願いしたいなというふうに思っております。そんなことをお願い申し上げて、一言、簡単でありますけれども会長の挨拶にさせていただきます。

局長 よろしく申し上げます。
(竹村 正宣君)
ありがとうございました。
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を7番 齊藤庄一委員、お願
いします。

7番 (齊藤 庄一君)
農業憲章の前に、ちょっと常日頃思っている雑感っていうか、そういうこと
をちょっとお話ししたいと思います。

私は、百姓の職に就きまして40年近くやっておるんですけど、なかなか、
やっぱし現実的には経営をある程度維持することがなかなか難しく、何とか
今日までやってきたわけですけど、一番の最近のあれだと、東北大地震の原発
の影響で、私は水田と、それから原木シイタケをやっていたんですけど、その
産地である東北のちょうどお膝元の、何ていうかね、福島のある一帯はもとも
と原木の供給大産地で、全体の国内の需要の6割を占めてあったわけですね。
それがほとんど壊滅状態になって、この間も、先週ファックスで、東京、関東
周辺の生産者の集まりがあるんですけど、そこからファックスが入って、今ま
では国と、それから東電からの補助金で何とかやりくりしておったわけですが、
どうも、東電からの助成金っていうか保証金っていうか、そういうのも打ち切
られる可能性も出てきて、それで、茨城、千葉、それから東京周辺は、我々の
ここらへんでやっている生産者の規模の大体数倍もでかい生産者がいっぱい
おるんですね。ときに10万本から15万本を年植、毎年毎年打っている、そう
いう生産者がおるわけですけど、その人たちもいずれは、どこまでそういうな
りわいをやっていけるかどうか、これが本当に現実問題となってきた、私は、
もうある程度小規模だったもんで作物自体を変えることができたんですけど、
現実問題として、我々の普段の生活の中には見えない部分があって、1つの産
業がもう安楽死のような状態になってきたつつうことを皆さんに少し知って
もらいたいなっていうのが、これが現実です。私も、とにかく、何もできない
んですけど、そういう人たちがおるということを忘れずに、営農生活をこれか
らも続けていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続い
てお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

午後3時10分 休憩

午後4時30分 再開

会 長

(堺澤 豊君)

それでは、これより令和2年2月1日付、告示第11号をもって招集した令和2年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

8番 村上英登委員、11番 西村功委員、22番 北原実推進委員、25番 湯澤敏幸推進委員より欠席の旨の届け出がありました。

12番 上田佳子委員より遅刻の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において4番 井口英昭委員、7番 齊藤庄一委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

(出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

小町屋区、XXXXXXXXXXの東1筆42㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅敷地、駐車場。

変更理由でございますが、当初計画は駐車場用地として使用する予定であったが、幅が狭くかつ形状的に駐車場として利用することが難しく、計画を断念した、承継計画は、承継者の実家隣接地に住宅が建築されたため、プライバシー保護を目的とし植栽を植える住宅敷地として転用したいというものでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更-2で示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの南2筆325㎡になります。

1 ページにお戻りください。

当初計画でございますが、賃貸住宅。

変更理由でございますが、当初計画は賃貸住宅建設を計画したが社会情勢の変化により実行できなくなってしまう、新たな計画では、不動産業を営んでいる承継者が購入しやすい面積に分筆して分譲するため転用したいというものでございます。

同日、5 条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上 2 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (赤羽 明人君)

1 番ですけど、XXXXXXXXXXのちょっと北側になるんですけども、確認のためにちょっと見てみたら実際には駐車場になっていたんですけども、実際には今ここ庭になっております。お隣のほうに住宅ができるというような話がありまして、先日確認のために行ってきましたけれども、特に問題はないかなあとと思います。

2 1 番 (米山 茂寿君)

分譲ということで最後の区画が残っておりまして、周りが住宅ということで、特に問題等ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 9 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北1筆 886 m²になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は今までも譲受人に貸していたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

4 番 (井口 英昭君)

ここの裏の地図の竹花のプラント側に、昨年4月に一部XXXXXXXXXX君が取得した土地がございまして、その土地があまりにも狭いという形の中で、従来から耕作している当地を年をまたいででも購入したい——購入というか、借り受けたいというような形の中での話でございまして、塩澤委員とともに現地確認いたしました。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

7 番 (齊藤 庄一君)

契約内容の項目が贈与となっておりますけど、これは何か、これだけの面積、これは8畝9畝ぐらいですか、これを贈与っていう形なんですけど、何か姻戚関係か何かあるんですか、これは。

主 任 (出口 大悟君)

あくまで相対での取り決めですので、その詳細な理由までは分からないんですが、一般的に、今、農地の売買でお金が発生した取引っていうのもあるんですけども、本当にm²当たり数円ですとか数十円ですとか、なので、申請の大体4割~5割ぐらいはお金が発生しない贈与での申請がありますので、今回の申請につきましても特段珍しいものではないかとは思いますが、ですので、相対で、恐らく譲渡人の方がお金は要らないので管理してくださいというような、そういうような話があったのかなと推測されます。

会 長 (堺澤 豊君)
井口委員、何か聞いている補足説明があれば。

4 番 (井口 英昭君)
いや、特にはないです。

会 長 (堺澤 豊君)
齊藤委員、よろしいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)
ええ。いいです。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 10 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書の 5 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計 7 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。
5-1 で表示した場所になります。
北割 2 区、XXXXXXXXXX の南西 4 筆 4,474 m²になります。
5 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、工場用地、倉庫及び駐車場となっております。
理由でございますが、譲受人は、申請地東側で工場を操業しているが、既存の倉庫では狭隘であり倉庫の増設及び増加した従業員の駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいので譲受人の要請に応じると

いうものでございます。

農振法等でございますが、令和元年 10 月 3 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 7 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXX の南 2 筆 327 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建築条件付土地。

理由でございますが、譲受人は建設業、宅建業を営んでいるが、事業の売り上げ拡大のため建て売り分譲を計画し当地を取得したい、譲渡人は賃貸住宅を目的とした転用許可を受けていたが、社会情勢の変化により実行できなくなってしまったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 10 年 5 月 18 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXありということでございます。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 8 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXX の南 1 筆 2,918 m²のうち 1,400 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事務所及び資材置き場、駐車場。

理由でございますが、借受人はXXXXXXXXXXの橋梁補修工事の現場事務所として当地を使用したい、貸付人は体力もなく農業ができず休耕地となっているため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に使用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 8 ページ右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

町 2 区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 1,571 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅型有料老人ホーム。

理由でございますが、譲受人は東海地方を中心に介護事業を営んでいるが、申請地は老後の生活を行う上で魅力的な場所であると考え、事業拡大のため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■
■■■■ありということでございます。

続きまして5番となりますが、場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町1区、■■■■の北1筆16㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。自家用となっております。

理由でございますが、譲受人は現在自家用車の駐車場を借りているため当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農業を縮小したいので譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

6ページをお開きください。

続きまして6番となりますが、場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

飯坂2丁目、■■■■の南1筆375㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在アパート住まいであり住宅を建築するため当地を取得したい、貸付人は高齢であり農業を縮小したいので借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、工業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして7番となりますが、場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

東伊那区、■■■■の南1筆499㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在アパート住まいであり手狭になってきており当地を取得したい、譲渡人は高齢であり耕作が難しいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 24 年 10 月 19 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、300m 以内に [REDACTED] ありということでございます。

以上 7 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を 1 番から順次お願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1 番は、[REDACTED] さんの東に [REDACTED] さんがありますけれども、[REDACTED] さんが倉庫、そして駐車場用地としてこの土地を欲しいということであります。田んぼの形状であると 2 枚になっていますが、この真ん中を通っている黒いところが鼠川で、そこがかなり高木っていうか、カラムツやなんかが生えていて、竹林とか、ということで、[REDACTED] さんのほうは縮小したいと。それから、[REDACTED] さんは認定農業者で、借りてまでやっているんですが、この土地はしけてしまってなかなか田んぼにもう使えないと。それから、去年、おとしでしたか、ハウスがあったんですが、強風でそのハウスが壊れてしまって、農業にはどうしても適さないってところで、[REDACTED] さんのほうからこのような申し出があって、こういう形になりました。いずれにせよ、ちょっと日陰の部分ということで耕作に向かないような場所であるので、すぐ上が住宅地になっていきますので、特に問題はないかなと思います。

2 1 番 (米山 茂寿君)

2 番です。先ほど述べましたように、特に問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

3 番については、今日、西村委員が欠席しているんで私のほうから報告します。

先ほど事務局から説明があったとおり一時転用でありますんで、何ら問題ないと思います。

1 5 番 (代田 和美君)

4 番です。周りも広いところで、別に問題のない所だと思います。

5 番ですが、やはり住宅地に囲まれた本当に狭い場所なんですけど、手続の関係上ちょっとミスがあって今までに転用がされていなかったっていうことでしたので、特別問題ないと思います。

1 0 番 (堀 敏君)

6 番です。借受人と貸付人は親子関係でございまして、親御さんが息子さんの住宅を建てるといことで土地を貸し付けるという案件でございまして、特に問題はないと思います。

1 番 (小池 慶一君)

7 番です。この場所は最近住宅地になっていまして、村上委員さんと現地確認をして、特に問題ないです。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

ちょっと私から確認をします。

1 番の案件について、■■■■さん、譲渡人の、認定農業者になっているんで、これを売却すると耕作面積が減るんで、ほかに宮澤さんはあれなのかな、農地を取得するとか、そういうあれは、あるいは借りるとかいうあれはないのかね。

主 任 (出口 大悟君)

■■■■さんですが、現在、農地台帳上ですと耕作面積が 10 万 2,004 m²ございます。ですので、今回の所有地を農地転用した後も約 10 万 m²程度の農地につきましては引き続き耕作されるような様子かなと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

弘■■■■さんについては、過去に自分の農地に太陽光発電を設置したり、いろいろ案件が出てきているんで、だから、認定農業者としての経営の継続っていうことを考えると、やっぱり注視をしておかなきゃいけないのかなと思います。

それから、もう一点、7 番の農地除外が平成 24 年ですんで、8 年ぐらい前になる。8 年間放っておいたってことですか。

それから、2 番の案件は平成 2 年に出ているけれども、これが計画変更で出ているんですけど、そういう解釈でいいんですか。

主 任 (出口 大悟君)

7 番の案件なんですけれども、実は農振除外したのは今回の転用事業者とは別の方でして、本来、その当時農振除外した方が転用の申請をしなければいけなかったんですが、その方がお仕事の都合で■■■■の在住となってしまうと、駒ヶ根市には住宅を建築することができなくなり、ずっとそのまま放置されてしまっていたようでして、今回その所に住宅を建てたいという方がいらっしまったので転用の申請が出てきたという経緯のようです。

会 長 (堺澤 豊君)

相当前に農振除外をかけてほったらかされているところがこれ以外にある可能性があるんで、やっぱこれからの中で、やっぱり農振除外したら、やっぱりそれはきちんと計画どおりすることが必要だなあと思うんで。

主任 (出口 大悟君)

はい。

会長 (堺澤 豊君)

ほかに。——御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 11 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による（営農型発電設備）許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)

それでは、農地法第 5 条の規定に係る許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

場所につきましては 12 ページ左側を御覧ください。

中割区、 の東 1 筆 994 m²のうち 1 m²になります。

11 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電設備。

理由でございますが、借受人は農地の有効利用と地域の活性化を目指してソーラーシェアリングを実施するため当地を使用したい、貸付人は農地としての利用ができておらず、今後も改善するめどが立たないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、営農型太陽光発電施設につきましては、支柱部分のみについて一時転用許可の対象として可否を判断するものとなります。一時転用の期限につきましては 3 年、または一定の要件を満たした場合には 10 年となりますが、今回の申請につきましては 3 年の一時転用となりますので、農地転用の許可要件を満たした

場合には農用地区域内でも一時的に3年に限り転用できるというものになっております。

また、皆様のほうに収支計画書、こちらのほうを別紙でお配りさせていただきましたが、こちらの収支計画につきましては、太陽光パネルの下で営農を行った際の収支計画となりますので、またお目通しいただければと思います。

説明につきましては以上となります。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

21番 (米山 茂寿君)

1月に部落の説明会、それと、あと農業委員の方々に、この間、17日に説明会等を行いました。特に問題ないかと思えます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17番 (小松 由喜一君)

一時転用3年ってなっているんですが、この3年間っていうのは何も作らなくていいということですか。

主 任 (出口 大悟君)

もう、その3年間につきましては、常にパネルの下で適切な営農を行うというのが条件になりまして、収支計画で収穫量のほうの見込みがゼロとなっているのは、あくまでブルーベリーのほうが3年目からの収穫となりまして、1、2年目については前段階での営農を随時適切に継続していくというようなことが前提となります。

会 長 (堺澤 豊君)

小松委員、よろしいですか。

営農型太陽光発電については支柱面積の一時転用ということですので、3年間一時転用ということで、3年たって営農の継続性が認められなければ撤去っていう判断になります。そのときに撤去できる資力、いわゆる資金力があるかどうかは事前の申請時のチェック項目に入っているんで、この案件については資金力があるっていう報告が来ているんで、そういう3年で。ただ、植栽したものによっては3年以降でないと生産が上がらないっていうことがあるんで、そういう判断でいいかと思えます。

小松委員、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

16番 (氣賀澤 道雄君)
前回の説明会のときに田村委員からだったと思いますけれども、170本のブルーベリーを栽培するには、かん水施設等が必要ではないかという意見が出されましたが、その費用については、この8万円、1年目の8万円に入っているという理解でよろしいでしょうか。

主任 (出口 大悟君)
確認しまして、溶液装置ですとか、そういったものは準備するんですけれども、そういったものの初期費用については、こちらのほうの資材費……。ちょっと確認します。すみません。
すみません。お待たせしました。
こちらの溶液装置等の費用につきましては、太陽光パネルのほうの費用に含まれておりまして、そちらのほうはブルーベリーの苗木ですとか、あとかんがい設備、あと電気の補給費用等も含めて330万円ということで、太陽光のパネルの費用のほうに一括して含まれております。ですので、こちらのほうには、こちらの費用、経費のほうには含まれていないと思われまして。初期費用ということで、こちらのほうには含まれておりません。

会長 (堺澤 豊君)
氣賀澤委員、そういう話なんです。

16番 (氣賀澤 道雄君)
じゃあ、これは、いわゆる5か年計画にそれは含めるべきじゃないんですか。それは含まなくてもいいっていう理解ですか。

主任 (出口 大悟君)
すみません。ちょっと確認が必要ですので、ちょっと事業計画者のほうに確認したいと思います。

17番 (小松 由喜一君)
3年後の判断はどういう形でやるとか、規格とか、そういうのがあるんですか。

主任 (出口 大悟君)
営農が適切に行われているかどうかの判断につきましては、事務局のほうと、あと担当地区の農業委員さん、あと、毎年農地パトロールの際に営農型太陽光発電施設の設置に係る農地については定期的に農作物の生育状況等を確認することとなっておりますので、そういった体制で、毎年と3年後には確認を行うように予定しております。

会長 (堺澤 豊君)
補足で説明すると、3年たつと、3年向こうの2月には再度一時転用の許可

申請が出ます。それで、委員会で再度協議するということになる、そういうことです。その時点で営農のいわゆる継続性が認められなければ撤去していただくという判断になるということです。極端なことを言うと、当初計画でブルーベリーをやるよと言って、それが例えば枯れちゃって何も後をやっていないよとか、そういうことになると営農の継続性がないという判断になるんで撤去してもらおうと、そういう判断になる、そういうことなんです。よろしいでしょうか。

ほかに。

24番 (宮下 修君)

1年目2年目の人件費ゼロっていうのは、営農型っていうことは苗の管理等があるんですけど、収穫がないから人件費ゼロっていうことではないと思うんですけど。

主任 (出口 大悟君)

これ、あくまで人を雇わずに事業計画者が自身で管理するということで0円となっております。3年目から人件費が発生しているのは、事業計画者以外に臨時で職員を雇う予定なので、その人件費を計上しているということのようです。

会長 (堺澤 豊君)

そういう計画です。だから、自分でやるなら人件費は見積もらないんです。その代わりに自身でそれをやるという判断になると思います。

17日に説明会には収支計画書が出ていなかったんで、改めて提示されたので、これについてはちょっと目通しをください。

主任 (出口 大悟君)

先ほどの氣賀澤委員さんからお問い合わせいただいた初期費用については、かんがい設備ですとかを含めて経費のところに加えないといけないと、恐らく思われるので、ちょっとそこは事業計画者に確認して、収支計画書のほうについては再度訂正を依頼したいと思います。

7番 (齊藤 庄一君)

事務局のほうから指摘されたけど、経費のほうの資材系統で、ブルーベリーを栽培するには相当量の水が要るんだよね。それで、しかもポット栽培だもんで、本当にある程度のかん水設備がないと生育しないと思うんだよね。それで、8万円っていうんだけど、備考の欄を見ると、これは出荷パックのお金だもんで、どこにもあれは載っていないわけね、かん水設備の。だもんで、もう一度これを作り直してもらったほうがいいんじゃないかなあと思うんだよね。

主任 (出口 大悟君)

事業計画者のほうに説明して、検討したいと思います。

- 5 番 (田村 進君)
これ、5年目でも収益が12万6,000円ということなんですけれど、これ、5年目以降もこの金額の収益になるんですかね。だから、端的に、この問題点は、5年たっても収益が12万6,000円、これだけの収益の中でこれをやろうとする、その根拠というのがね、ちょっと問題視ありだなという。
- 主任 (出口 大悟君)
5年目以降の収支については、こちらのほうでは、ちょっとこの計画書では確認ができないので、5年目以降の収支計画についても、この次には確認したいと思います。
- 会長 (堺澤 豊君)
田村委員、3年間の一時転用なんで、5年先っていうのは、3年たった時点でさらに向こう3年の最新性と、それから5年先の経営について数値が出てくるんで、ただ、3年の時点でいずれにしても再申請はしてもらおうという形になるんで。
- 13番 (宮澤 辰夫君)
営農型発電施設つつう名を打っておるもんで、発電施設についての収入が何も書いてねえんだけれども、これは総合的に発電しながらブルーベリーをつくるつつうふうじゃないのかね。発電施設についての収入については報告が要らないのかね。ちょっと聞きたいんです。
- 主任 (出口 大悟君)
今お配りさせていただいたものは、あくまで下部農地での収支計画になりますので、太陽光のほうは、今の段階では大体年どれぐらいの売電収入があるだとか、そこまではちょっと確認をしていないです。求められていたのは下部農地の営農の収支計画なので、必要であれば、また太陽光の部分の収支計画も出せる範囲でお願いはしたいと思います。
- 会長 (堺澤 豊君)
この間の17日の説明会のときには、それぞれに、発電施設についての内容的なものは資料として提出されているんで、それによると、いわゆる49.何kwだったかなあ、の発電量と、売電価格は21円という資料が提示をされているというふうに記憶をしていますけれども。50kw以上になると、ちょっとまた別の申請をしなきゃいけない要件になるんで、多分49.幾つの発電量っていうふうに計画をされているという解釈はしているんです。
ほかに。
- 6番 (小原 茂幸君)
その件に関して、先だつての資料で農水省にいただいた営農型太陽光発電の優良事例っていう部分の中に何点か事例が出ていますが、こういったとこ

ろでは、売電と営農との両方での経営計画、収支計画が出されているんですけども、今回もこれも、本来であれば農業経営に関するかん水施設が発電のほうへ入っているとかいう部分、こういう判断で私たち農業委員会が判断しているのかどうか、そこらへん、経営の部分で、できれば、こういう部分で成功事例を作ってもらえれば、ほかにもこの地域でこういう部分が普及する、あるいは特産品になる可能性もあるんですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。条件として営農計画をもっとしっかりしたものが判断材料として必要だとかいう部分。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局、発電計画と営農計画と両方の指導ができないかどうか。

主 任 (出口 大悟君)

営農計画については出していただいています。発電の計画についても、委員会のほうから求められれば当然必要ですので、事業計画者のほうに求めたいと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

よろしいでしょうか。

傍聴で高橋部長が来られているので、県は営農計画と発電計画と両方求めているかどうかについて。

長野県農業会議
農政農地部長

(高橋 敬三君)

どうもすみません。お世話になっております。今日もよろしく願いいたします。

何点かいろいろお話しありました。それで、県のほうでもいろいろ審議している中で整理してきたことも皆さんにお伝えしながら審議の参考にしてもらえればなあと思っております。

1点目、今回、収量が1、2年目ないけれどどうなんだって話ですけども、基本的に、営農型の発電設備につきましては、毎年、生産目標を状況報告書という形で農業委員会さんに提出するようになっていきます。それは申請者が出して、これを農業委員会が許可権者、上伊那地域振興局のほうへ提出するということになっていまして、ここのところに、栽培の写真ですとか、そういったところもしっかりと添付して、一年間しっかりと栽培管理してきましたよというものの証拠をつけて毎年報告するということが国で義務づけられています。収穫がなくても、そういったものが適正に肥培管理、栽培管理がされているということで認められれば、基本的には、それは適正な品目導入だったんだろうということと判断できるというものでございます。

それとあと、お話の発電計画の話なんですけれども、当然、全体的な国のほ

うの進めていく考え方と、なかなか農地利用をする方が少なくなってきたというところで、農業だけではなかなか収益が出てこない、稼げないというような状況の中で、農業にプラスアルファのところでも太陽光発電でもうけて、そういったものを農業経営の1つのモデルとして進めようということで、農水省も進めてはいます。それで、国のほうの通達では、売電の部分のところについての収支というものは、許可権者、農業委員会さんの確認事項の中には入っていないということになっています。ただ、それは皆さんが審議する中で必要なものは求めてもらって確認してもらおうということは当然あるのかなと思っておりますけれども、県のほうとしますと、今、基本的に、売電を、太陽光発電をすると、今の単価が安くても、太陽光パネル等々の導入費も大分安くなってきていますので、基本的にはプラスになるというのが根底にあって、じゃあ営農の部分の部分が単純にしっかりと作ってもらい、営農の部分だけでもプラスになっていけば全体的にはプラスになるねという考えの下で、営農の部分の収支計画書をしっかりと出してもらうというスタンスの下に、今回、駒ヶ根市農業委員会さん等に提出された、こういったものの確認をして審議をしていこうという形で県段階のほうでは整備させてもらったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かちょっと、すみません、補足であれば、また聞いてもらえればと思ひますが、よろしくお願ひします。

会 長 (塚澤 豊君)

小原委員、よろしいですか。

6 番 (小原 茂幸君)

とすれば、しっかりと営農計画、ブルーベリーに関してのかん水施設もこの中に含めたものがやっぱりほしいのかなあと。及び先だつての勉強会にも出ましたけれども、ブルーベリーが小さいポット型でも、生育の苗が本当に小さいものでも、10年後になるとか、あるいは、もう3年後ぐらいで実が取れるものを植え込んでいくのか、とにかく小さいものでも管理さえしておけば、ブルーベリーのほうはそんなに収穫が上がらなくてもいいって部分なのか、当然、普通だったら投資した金額に対して早めに回収してってということになるんですけども、この部分だと、初期投資から言っても、かなり、何ていうんですかね、稼げるようになるには時間がかかるかなという部分があります。

それから、ついでにもう一点なんですが、先ほど管理っていう部分で、やはり先だつていただいた農水省の支柱を立てて営農を継続する太陽光発電云々ってところの中で、適切な管理が継続的に行われていることっていう部分の中で、(2)のクってところですけども、許可ができない、営農が行われていない場合、それから下の部分の農地における反収が同じ年の地域の平均的な反収と比較しておおむね2割以上減少している場合には認められな

いっていう部分もあるんですけども、これだけの面積で平均的なブルーベリーがこれだけ取れているのであれば、そこから2割以下のような管理の仕方、ここら辺をどういうふうに、何年後からとか、解釈をどういうふうにしたらいいかっていうか、これ、営農計画が甘過ぎるっていうようなことは言っていないのかどうか、そこら辺の判断はいかがなんでしょうか。

主 任 (出口 大悟君)

地域の平均単収から2割以上減収しているかどうかというの、毎年報告が義務づけられている報告書ですとか、あとは、今回の場合、出荷しますので、出荷先での収穫量を何か証明する書類ですとか、そういったもので地域の平均単収から2割以上減収していないかどうかというの判断することになると思います。

3年目から収穫の予定なんですけれども、3年目からは2割以上の減収がない程度収穫できるのかどうかというの、ちょっとそれは現時点では分かりませんので、2割減になったらすぐにそれは撤去しないとけないとか、そういうことではないので、2割以上減収になった理由ですとか、そういうものが適切に営農していた上で減収になってしまった場合ですとか、当然その年の天候ですとか気候ですとか、そういったやむを得ない事情が考えられる場合には、2割以上減収になっていたとしてもすぐに撤去ということにはならないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

小原議員、よろしいですか。

6 番 (小原 茂幸君)

はい。

7 番 (齊藤 庄一君)

そこの圃場の道路面のほうには、ある程度囲いだか塀だか何か作るようなことを言っていたんですけど、そこら辺の具体的なあれは何か載っているわけですか。

主 任 (出口 大悟君)

先日の事前検討会のおきにお配りさせていただいた配置図に、外周に高さ約1mのフェンスを設置するということで、配置場所を確認するとすれば、その配置図かなと思います。

7 番 (齊藤 庄一君)

だけど、1mつつうと、あれですよ、景観的にどんなもんかね。普通なら、道路面のほうのあれは、やっぱりある程度、景観的には中のものが見えないほうが、私個人から見て、もう少し2mとか、中が見えないような形でしてもらえれば、景観的にもあれなのかなあと思うんですよ。

- 主任 (出口 大悟君)
住民の景観形成協定が結ばれているところであれば、当然その判断基準もあると思うんですけれども、今回のところはそういうようなところではないので。
- あとは、地元説明会の中でも高さ1mのフェンスを設置するっていう説明で、特段意見がなかったようなので、どこまで求められるのかっていうところもあると思うんですけれども、農業委員会の意見として2m程度の高さで外から中が見えないように配慮してもらいたいっていうような意見で、事業計画者がそれを受けてじゃあ設置しますっていうことであればですが、ただ、それをもって必ずそうしないといけないとまでは言えないと思いますので、そういう意見であれば、事業計画者には当然もう少し配慮してもらいたいっていうようなことは伝えたいと思います。
- 会長 (堺澤 豊君)
補足で、ブルーベリーなんで、鳥害被害、鳥の、あるんで、ネットはぐるっと全部囲うと。場合によっちゃあネットである程度中が透けて見えるということもあるかもしれないけれども、ある程度、周り、それから太陽光パネルの下も全部ネットを張らないと、いわゆるブルーベリーで、やっぱり鳥にやられるんで、通常、ブルーベリーやっている皆さんは、ほとんどネットで全部囲っている、そういう計画で予定されているっていう判断をしております。そういう理解でよろしいですか。
- 7番 (齊藤 庄一君)
今私の言っているのは、全部ある程度高くしてやれっていうんじゃなくて、道路面のみ、いわゆる手前にある道路の面だけをもし高くしてもらえればっていうことなんですけれども、希望として。
- 会長 (堺澤 豊君)
それについて地元説明会で意見が出ていけば。
- 21番 (米山 茂寿君)
地元の説明会のときでも、道路面、そこら辺、フェンスのほうを高くって出ましたが、費用の関係でちょっとできないつつうことでした。
- 主任 (出口 大悟君)
すみません。議事録を確認しますと、米山委員さんがおっしゃるように、説明会の中でも、子どもが、景観という面ではなくて、子どもが登れてしまうと危ないのではないかというところで、1.8mぐらいにするなどどうですかというような意見は出たようなんですけれども、事業計画者のほうから予算的にちょっと難しいかなあというような回答で、それで、もう終わってしまっているようです。

会 長 (堺澤 豊君)
営農型の太陽光ですけど、今まで通常の太陽光でフェンスの高さを指定して求めた経過はないんで、その点は、農業委員会としてこういう希望意見があるよという伝達にしておいてください。

7 番 (齊藤 庄一君)
はい。

17番 (小松 由喜一君)
営農型の太陽光にしては、これずさんだと思うんだよね。人件費が1年2年ゼロなんていうことはあり得ないですから、本当に。草刈りだって何回もしないやあだでね。そういうことは、これ、やる気があるのかっていうことなんだよ、木をちゃんと成長させて。そこら辺はちょっとおかしいし、この■■■■円だって、今最賃が■■■■円なんだよね。その辺もちょっと甘いんで、この計画は、もっと作り直してもらわんとだめだと思うんだよ。だって、何も手をかけなくて3年置いておきや収穫できるっちゅうもんじゃないでしょう。

主 任 (出口 大悟君)
事業計画者から聞いているのは、この1年目2年目は手を全く加えないのではなくて、事業計画者本人が草刈ですとか、そういう営農に関わる一切をすることで人件費が発生しないということでゼロ円にしてあると、3年目以降は自身以外にも雇用するので、その分の人件費を計上したということだったんですけども、ただ、委員会のほうからそういう意見があれば、事業計画者のほうには1年目2年目も、自身の人件費っていう形にはなると思うんですけど、計上するようには伝えたいと思います。

17番 (小松 由喜一君)
やっぱり人件費を入れないと、あれがないじゃんね、本当にやるっちゅうんだかっていうのは。だから、多少でも人件費を入れて、こういうふうにするんだっていう、やっぱり姿勢は必要だと思います。それで、3年後になったら枯れちゃったからほかのことをしますじゃあ、ちょっとお粗末過ぎちゃうと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
いずれにしても、定期的に、これは農業委員会で確認をするんで、きちんと手が入っていなきゃ、それは指導しなきゃいけないんで。だから、許可するっていうことは我々にも責任があるということです。だから、人件費については、そういう意見があったという……

主 任 (出口 大悟君)
はい。伝達します。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

さっき地元委員から補足説明がなかったんであれですけど、ここも言ってみれば耕作されていない土地なんで、いわゆる遊休農地的な農地になる、あそこは、ちょっと今問題になっておるのが、カミツレモドキ、いわゆる外来種の、が発生をしておって除草剤をかけて枯らしているっていう状況があって、それが河川を通して下の下流域の水田もしくは農地に散らばっていているという状況があって、ちょっとその外来種の花の問題が1つ発生していることが、さっき地元の委員さんから補足説明がなかったんですけど、そういう状況があるっていうふうには聞いています。昨年、一時的に問題になって、中割の地区の営農組合のほうで、いわゆる外来種のあれが増えてると、問題じゃないかっていう指摘があったことは事実です。

5 番 (田村 進君)

もう一点いいですか。

前回の会議のときに指導者、これが何か[]の指導者って聞いたんですけど、これでいいのかどうかっていう。いちいち何かあったら[]へ行って聞いて指導を受けるのか、もっと近隣の指導体制、これのほうもひとつ考え直してやったほうがいいんじゃないかと。[]の指導体制で、[]へブルーベリーを持って行って売るんならいいけど、ただ、指導方針が[]っていうのは、ちょっと問題があるんじゃないかなあとと思います。

主 任 (出口 大悟君)

先日の事前検討会の中では、[]という知見を有する方の意見書をつけていただいたところにブルーベリーの栽培についても営農の指導を行っていただくというような計画だったんですけども、今回ちょっとまた別のブルーベリーの栽培を専門にやっている法人に指導をお願いするようでして、ただ、それも県外なんです。[]のほうでして、[]というところで、これ、ほかの市町村でも営農型太陽光のブルーベリーの栽培について指導の実績があるところですので、そこを選定したということで、県外ではあるんですが、指導方法等を確認したところ、[]という会社の方が現地に随時来て営農の指導を行うということでした。当然、近くの方から営農指導していただいたほうが利便性もよかったりするかと思うんですけども、ちょっとまた、その辺については事業計画者のほうにも、JAですとか指導員の方ですとか、そういう方にもお願いできないかについては確認してみますが、今回の[]というところはほかの市町村でも実績があるので、県外だからといって、ここではだめとまでは、そこまで言うあれではないかなとは思っています。

会 長 (堺澤 豊君)

- ほかに。
- 6 番 (小原 茂幸君)
- ちょっと2点。この前の説明では、ブルーベリーを置くところ、いわゆる太陽光の下は防草シートを全部置かっていう話で、草刈はできるだけ少なくということですので、防草シートもこれだけの面積へ敷けば初期投資がそこそこになるのかなあとということで、この営農計画っていうのをもうちょっとしっかりしてほしいということと、今お聞きしたカミツレモドキがあるということになると、この北側の部分、空いた農地、ここの部分は今後どういう、放置にするのか、そこら辺はどうなっているのか、これも除草剤をかけたりいろいろするのかどうか、トラクターをかけるのか、どうするか、そこら辺もちょっと問題になるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 主任 (出口 大悟君)
- 防草シートについては一面に敷くということでしたが、ちょっとどの部分まで、実際のポットを置くところだけなのか、それ以外のところにも敷くのかは、すみません、ちょっと確認不足でしたので、確認したいと思います。
- 北側の農地については、既に農地転用許可が出ている農地ですので、こちらから指導するとすれば、もう速やかに転用許可を実行してくださいということで、もし実施見込みがないのであれば、計画変更ですとか、または耕作の意思があるのであれば農地転用の許可の取り消しをして耕作してくださいという指導を検討していきたいと思います。
- 会長 (堺澤 豊君)
- ほかに。——ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (堺澤 豊君)
- なければ、先ほど来、いろんな意見、それからあれが出ていますんで、それを事務局でまとめて、計画者に伝えて、それで返答いただくということを条件に、この案件について異議がなければ許可相当としたいと思いますが、どうでしょうか。——よろしいでしょうか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (堺澤 豊君)
- それでは、異議なしと認めます。よって、議案第12号 農地法第5条の規定による（営農型発電設備）許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
- 続いて、議案第13号に入る前に申し上げます。
- 農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により ■ 番 ■ ■ 委員は自己等に関する事項について議事に参与することができま

せんで、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔 番 君 退場〕

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、

議案第 13 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書 13 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 2 年の 2 月の 29 日での広告でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 22 万 7,336 m²、畑が 5,922 m²、樹園地が 7,692 m²、合計で 24 万 950 m²でございます。

貸手が 64、借手が 35 でございます。

2 番 3 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、14 ページから 24 ページに個別の詳細が載っておりますので御確認ください。

会 長 (堺澤 豊君)

貸借の利用権設定についてそれぞれ地元の委員さんからの補足説明は受けませんが、目通しだけしてください。

主 査 (井上 幸代君)

めくっていただいた 24 ページに議案第 13 号の続きがありますので、続きについてお願いします。

こちらの貸借は、先ほどの営農型太陽光についての条件付貸借の分になります。

公告年月日が令和 2 年 3 月 23 日、貸借期間は 3 年で、田んぼ 993 m²、貸手 1、借手 1 でお願ひします。

2 番 3 番は御覧いただいて、個別の詳細についても次ページの 25 ページでよろしくお願ひします。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

議案第 13 号の 2 の説明をいただきました。

これについて質問、御意見あればお出しをいただきたいと思ひます。

16 番 (氣賀澤 道雄君)

解除条件付貸借でありますけれども、この条件っていうのは何か教えてく

ださい。

主 査 (井上 幸代君)
解除条件付というのは、一般法人が借り受けるときについての条件でありま
す。一般法人の方が農地を借り受けるときには、契約をする段階で耕作につい
ての……

会 長 (堺澤 豊君)
事務局で、後で整理して答弁をください。

主 査 (井上 幸代君)
はい。わかりました。すみません。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
解除条件付ってというのが何かってというのは後で答弁をしていただきますの
で。
ほかになければ、議案第 13 号について原案どおり可決することに御異議ご
ざいませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 農用地利用集積計画の策定に
ついて(貸借)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔 番 君 入場・着席〕

会 長 (堺澤 豊君)
以上をもちまして本日の総会に付議された事項は全て審議が終了しました。
以上をもちまして総会を終了したいと思います。先ほどの議案で営農型の
太陽光発電について慎重審議をいただきました。それぞれ出された意見につい
て事務局できちんと整理して計画者に伝えて、資料の訂正もしくは追加をして
いただくようお願いをしたいと思います。

以上をもちまして令和 2 年第 2 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたしま
す。

大変御苦労さまでした。

午後 5 時 4 0 分 閉会